

V 特殊公害防止対策

V 特殊公害防止対策

1. 騒音・振動規制

騒音振動公害は、各種公害の中でも、日常生活に最もかかわりの深い公害問題のひとつであり、苦情件数は毎年上位を占めている。騒音レベルと身近な騒音の大きさとの関係は表5-1に示すとおりである。

規制に関しては、昭和43年6月に騒音規制法が、昭和51年6月に振動規制法がそれぞれ制定され、工場及び事業場における事業活動並びに建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる騒音、振動について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度及び道路交通振動に係る要請の措置などについて規定されている。

また、環境の保全と創造に関する条例及び高砂市環境保全条例においても法と同様の規定がなされており、それぞれの特徴を生かした規制を行っている。

届出状況は、表に示している。

表 5-1 身近な騒音とその大きさ

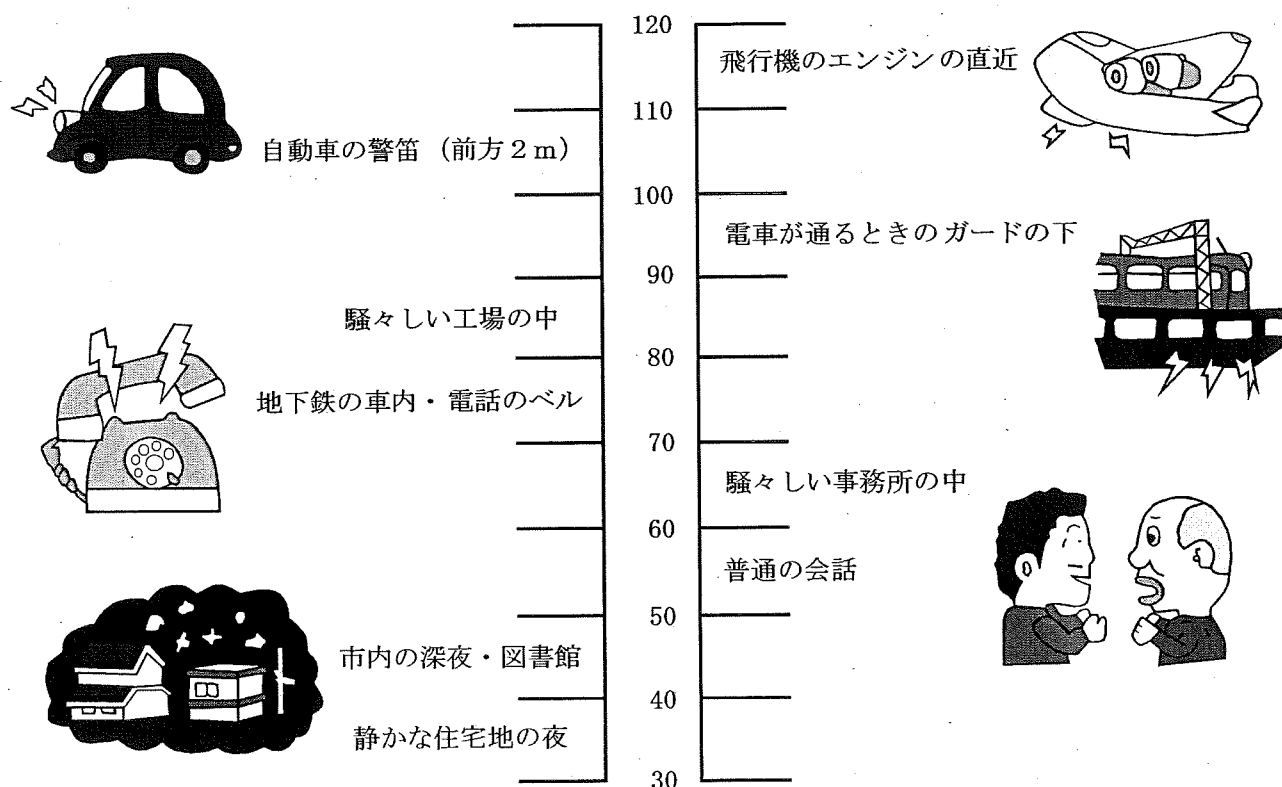


表 5-2 騒音規制法に基づく特定工場等届出状況

平成25年3月末現在

施 設 の 種 類	届 出 数 (24年度)		特定工場等総数	特定施設総数
	工場等数	施設数		
1 金属加工機械	1	5	42	235
2 空気圧縮機等			76	2,106
3 土石用破砕機等			14	209
4 織 機			0	1
5 建設用資材製造機械			7	9
6 穀物用製粉機			0	0
7 木材加工機械	1	8	14	77
8 抄 紙 機			1	11
9 印刷機械			15	97
10 合成樹脂用射出成型機	1	1	1	4
11 鋳型造型機			1	5
計	3	14	171	2,740

- (注) 1. 届出数は設置、数の変更、全廃の数である。
 2. 工場等数、施設数にはその届出の数を計上している。
 3. 特定工場等総数、特定施設総数は実際に届出を受理した工場等の実数を計上している。

表 5-3 振動規制法に基づく特定工場等届出状況

平成25年3月末現在

施 設 の 種 類	届 出 数 (24年度)		特定工場等総数	特定施設総数
	工場等数	施 設 数		
1 金 属 加 工 機 械			32	123
2 圧 縮 機			35	277
3 土 石 用 破 砕 機 等			10	69
4 織 機			0	0
5 コンクリートブロックマシン等			5	21
6 木 材 加 工 機 械			3	3
7 印 刷 機 械			11	53
8 ゴム練用等ロール機			0	0
9 合成樹脂用射出成型機			0	0
10 鋳 型 造 型 機			0	0
計	0	0	96	546

- (注) 1. 届出数は設置、数の変更、全廃の数である。
2. 工場等数、施設数にはその届出の数を計上している。
3. 特定工場等総数、特定施設総数は実際に届け出を受理した工場等の実数を計上している。

表 5-4 環境の保全と創造に関する条例に基づく特定工場等届出状況（騒音・振動関係）

平成25年3月末現在

施 設 の 種 類	届 出 数（24年度）		特定工場等総数	特定施設総数
	工場等数	施 設 数		
3 ベンディングマシン			0	1
4 液 圧 プ レ ス			2	3
9 ブ ラ ス ト			0	3
11 圧 縮 機			37	234
12 送 風 機			2	43
13 破 砕 機 又 は 摩 砕 機			1	6
19 チ ッ パ ー			0	3
21 動 力 の こ ぎ り			5	10
22 動 力 か ん な			1	11
27 ディーゼルエンジン等			7	22
28 工 業 用 ミ シ ン			3	75
29 ニューマチックハンマー			1	1
31 金 属 用 打 抜 機			1	1
32 グ ラ イ ン ダ ー			29	95
35 重 油 バ ー ナ ー			1	4
37 スチームクリーナー			6	8
38 金 属 工 作 機 械			12	227
39 石 材 引 割 機			1	2
41 板 金 製 缶 作 業			5	7
42 鉄 骨 又 は 橋 梁 組 立 作 業			1	2
43 建 設 材 料 運 搬 作 業			14	14
計	0	0	129	772

（注）1. 届出数は設置、数の変更、全廃の数である。

2. 工場等数、施設数、特定施設総数にはその届出の数を計上している。

3. 特定工場等総数は届出を受理した実数であり、特定施設の中で代表する施設の種類の欄にのみ計上している。

表 5-5 平成24年度特定建設作業実施届出状況（騒音関係）

届 出 の 種 類	騒 音 規 制 法	環境の保全と創造 に関する 条例
1 く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	2	9
2 び ょ う 打 機 を 使 用 す る 作 業	2	
3 さ く 岩 機 を 使 用 す る 作 業	9 2	
4 空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る 作 業	1 4	
5 コ ン ク リ ー ト プ ラ ン ト 等 を 設 け て 行 う 作 業		
6 バ ッ ク ホ ウ、ト ラ ク タ ー シ ョ ベ ル、ブ ル ド ー ザ ー 等 の 掘 削 機 械 を 使 用 す る 作 業	2	2 5 3
7 コ ン ク リ ー ト 造、鉄 骨 造、レ ン ガ 造 の 建 物 の 解 体 又 は 破 壊 作 業		1 5
計	1 1 2	2 7 7

表 5-6 平成24年度特定建設作業実施届出状況（振動関係）

届 出 の 種 類	振 動 規 制 法
1 く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	1 0
2 鉄 球 を 使 用 し て 破 壊 す る 作 業	
3 舗 装 版 破 砕 機 を 使 用 す る 作 業	1
4 ブ レ ー カ ー を 使 用 す る 作 業	4 4
計	5 5

2. 騒音・振動調査

(1) 都市環境騒音調査

① 調査概要

平成10年9月30日環境庁告示により、環境騒音レベルの評価指標が従来の中央値(L_{50})から等価騒音レベル(L_{eq})に変更され、一定地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとされた。この告示に基づき、16地点を選定し、平成25年1月8日から平成25年3月22日にかけて24時間測定を実施した。

調査地点は図に示している。

② 調査結果

環境基準適合状況については、昼間は1地点、夜間は2地点で基準を超過していた。その主音源は、自動車騒音と思われる。

調査結果は、表に示している。



図 5-1 都市環境調査地点図

表 5-7 都市環境騒音測定結果

単位：デシベル (A)

調 査 地 点			用 途 地 域	地域の 類 型	測定値		環境基準	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	北浜町北脇	北浜公民館	1 種中高層住居	A	46	45	55	45
2	阿弥陀町北池	民家	1 種中高層住居	A	46	39		
3	中筋 2 丁目	民家	2 種低層住居	A	45	41		
4	曾根町	民家	1 種中高層住居	A	49	38		
5	曾根町	教育センター	1 種中高層住居	A	49	41		
6	伊保崎 4 丁目	民家	1 種中高層住居	A	45	40		
7	荒井町扇町	荒井公民館	1 種中高層住居	A	50	45		
8	百合丘	民家	1 種中高層住居	A	48	42		
9	阿弥陀町阿弥陀	阿弥陀公園墓地	調整	B	51	39		
10	米田町米田	みのり会館	1 種住居	B	55	※ 47		
11	春日野町	民家	2 種住居	B	※ 57	※ 49		
12	阿弥陀町生石	生石研修センター	2 種住居	B	50	43		
13	梅井 4 丁目	民家	準工業	C	46	38	60	50
14	荒井町千鳥1丁目	高砂市役所	近隣商業	C	50	46		
15	高砂町横町	高砂公民館	商業	C	52	44		
16	西畑 4 丁目	沖浜ポンプ場	工業	C	53	41		

(注) 1. 騒音は等価騒音レベル (L_{eq}) である。

2. ※印は基準不適合を示す。

(2) 自動車騒音・道路交通振動調査

①調査概要

自動車騒音調査については、平成24年度から騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音常時監視が、兵庫県から高砂市に権限移譲され、これまでの点的評価から面的評価を行うこととなった。

平成24年度は、3路線（一般国道2号、一般国道250号、県道曾根魚橋線）の評価区間総延長8.3kmの沿道50m範囲内の住居1,211戸について、昼間・夜間に分けて面的評価を行った。

なお、評価方法の変更に伴い、従来の交通量調査は行っていない。

道路交通振動調査については、振動規制法第19条（振動の測定）の規定に基づき、道路交通振動の実態を把握し、今後の対策に資するため調査を実施した。

平成24年度は、市内主要幹線道路のうち自動車騒音常時監視における騒音測定地点と同じ3地点において、平成24年10月16日から平成24年12月19日にかけて実施した。

自動車騒音及び道路振動測定年月日、自動車騒音面的評価区間、騒音振動調査地点はそれぞれ表及び図に示している。

表5-8 自動車騒音・道路交通振動調査年月日

道 路 名	測 定 地 点	騒 音 振 動 調 査 年 月 日
国道2号	阿弥陀町阿弥陀	平成24年10月30日～11月1日
国道250号	竜山1丁目	平成24年12月18日～12月19日
県道曾根魚橋線	阿弥陀町南池	平成24年10月16日～10月17日

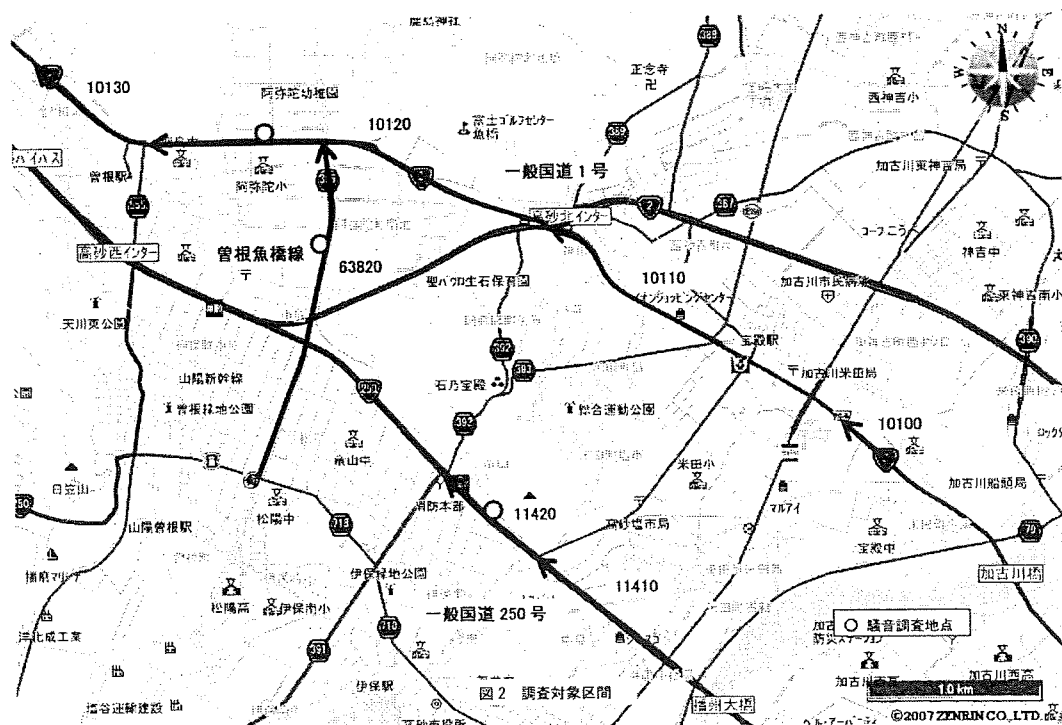


図5-2 自動車騒音面的評価対象区間・騒音振動調査地点図
(青色矢印が評価区間、○印は騒音調査地点)

②自動車騒音評価結果

環境基準適合状況をみると、評価対象住居1,211戸のうち1,193戸(98.5%)は昼間・夜間とも環境基準を達成しており、昼間のみで15戸(1.2%)、夜間のみで3戸(0.2%)環境基準を達成していないが、昼間・夜間ともに環境基準値超過はなく、比較的良好な結果だった。
評価結果は表に示している。

表5-9 自動車騒音面的評価結果

路線名	始点	終点	延長	評価 区 間 数	評価 対象 住居 数	昼夜とも 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過		騒音 測定 年度
						戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	
一般国道 2号	米田町 米田	阿弥陀町 阿弥陀	5.0	4	751	736	98.0	15	20.0	0	0	0	0	H24
一般国道 250号	小松原 5丁目	竜山1丁 目	1.3	2	300	300	100	0	0	0	0	0	0	H24
曽根魚橋線	曽根町	阿弥陀町 阿弥陀	2.0	1	160	157	98.1	0	0	3	1.9	0	0	H24

③道路交通振動調査結果

振動レベルの最も高い地点は、竜山1丁目で昼間43dB、夜間34dBであった。要請限度を超える地点はなかった。

経年変化ではほぼ横ばい傾向だった。

調査結果は、表及び図に示している。

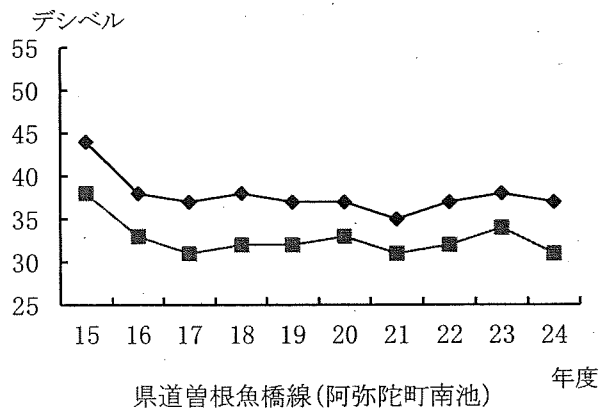
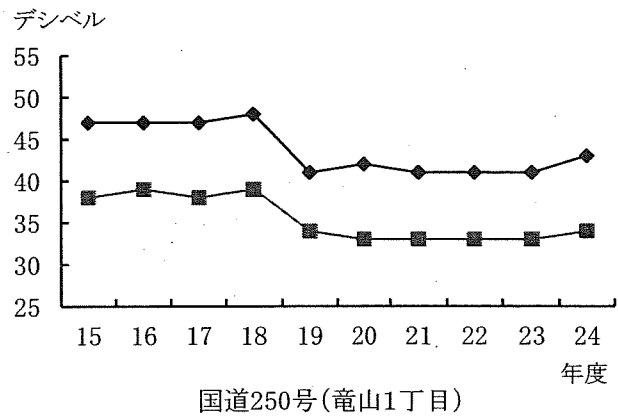
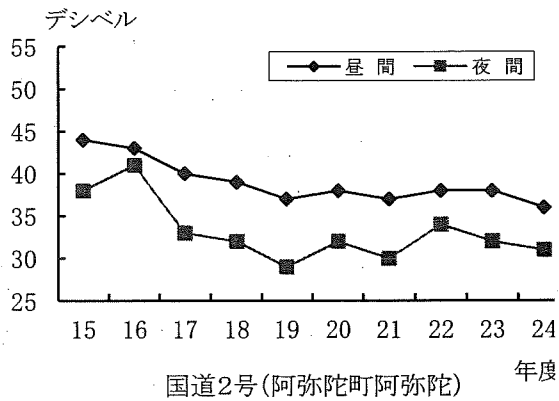
表5-10 道路交通振動調査結果及び要請限度との比較

道 路 名	調 査 地 点	80%レンジの上端値 (デシベル)		要 請 限 度 (デシベル)	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
国道2号	阿弥陀町阿弥陀	36	31	65	60
国道250号	竜山1丁目	43	34	65	60
県道曽根魚橋線	阿弥陀町南池	37	31	65	60

(注) 昼間とは8～19時、夜間とは19時～8時である。

表 5-11 道路交通振動経年変化

対象道路名	調査地点	時間の区分	道 路 交 通 振 動 (デシベル)									
			15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
国道2号	阿弥陀町阿弥陀	昼 間	44	43	40	39	37	38	37	38	38	36
		夜 間	38	41	33	32	29	32	30	34	32	31
国道250号	竜山1丁目	昼 間	47	47	47	48	41	42	41	41	41	43
		夜 間	38	39	38	39	34	33	33	33	33	34
県道曾根魚橋線	阿弥陀町南池	昼 間	44	38	37	38	37	37	35	37	38	37
		夜 間	38	33	31	32	32	33	31	32	34	31



3. 新幹線公害防止対策

平成24年5月21日～6月6日にかけて、市内4地点で新幹線騒音・振動測定を行った。

調査結果及び調査地点は、表及び図に示すとおりである。騒音については、全地点において暫定基準の75デシベル以下であったが、環境基準の70デシベルを超えている地点があった。

振動については、全測定地点で指針値の70デシベル以下だった。

測定結果について、東播3市1町（明石市、加古川市、高砂市、播磨町）で協議を行い、平成24年8月29日にJR西日本へ山陽新幹線鉄道の公害防止対策について申し入れをした。また、平成24年8月29日付で国土交通省、環境省及び地元選出代議士へ3市1町長連名で要望書を提出した。

発生源対策実施状況は、表に示している。

表 5-12 平成24年度新幹線騒音・振動測定結果

調査地点	調査日時	上・下 線側別	騒音(デシベル(A))			振動(デシベル)		
			12.5m	25m	50m	12.5m	25m	50m
緑丘2丁目	24年6月 6日(水)	上り側	69	69	70	61	55	55
伊保3丁目	24年5月21日(月)	下り側	71	70	70	63	60	60
松陽1丁目	24年5月22日(火)	下り側	72	68	67	58	56	53
曾根町	24年6月 6日(水)	上り側	72	71	69	62	54	46

(注) 1. 騒音の環境基準は70デシベル、暫定基準は75デシベル、振動の指針値は70デシベルである。

2. 騒音は、上り及び下りの列車を合わせて連続20本測定し、上位10本をパワー平均したもの、振動は算術平均したものである。

表 5-13 発生源対策実施状況

(平成24年3月31日現在 JR西日本調べ) 単位:m

対策項目	上下	23年度末までの実施分	24年度の実施分	合計
直型防音壁	上り	6, 202	—	6, 202
	下り	7, 311	—	7, 311
ラムダ型防音壁	上り	1, 106	—	1, 106
	下り	452	—	452
バラストマット	上り	3, 701	—	3, 701
	下り	6, 014	145	6, 159
弾性マクラギ	上り	1, 636	190	1, 826
	下り	2, 101	—	2, 101
レール削正 (延べ)	上り	92, 228	5, 675	97, 903
	下り	102, 557	5, 675	108, 232
架線張替 (延べ)	上り	14, 956	—	14, 956
	下り	11, 981	—	11, 981

(注) 本市通過距離は5,943mである。

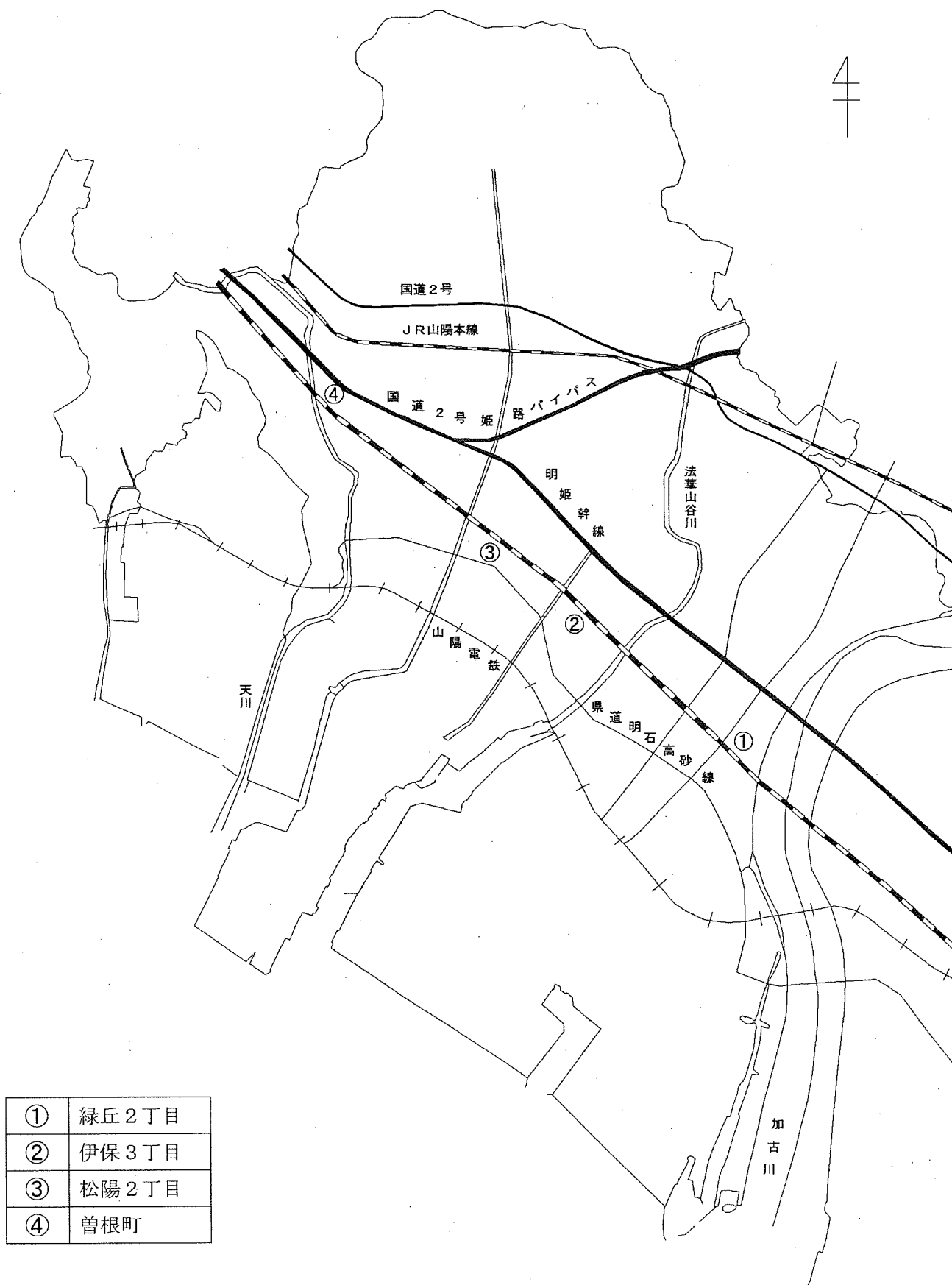


図 5-3 新幹線騒音・振動調査地点図

4. 産業廃棄物処理対策

昭和45年12月の第64回臨時国会において制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物として、事業活動によって生じる表5-14に示す20種類の廃棄物を規定し、それ以外の廃棄物は一般廃棄物として区分され、それぞれ事業者の責務、国及び地方自治体の責務、国民の義務等を定め廃棄物を適正処理するよう定められている。

さらに、兵庫県及び本市は、環境保全協定締結工場に対し廃棄物の適正処理、最終処分量の削減、資源化再利用の促進、最終処分場の確保などの指導を行っている。

環境保全協定締結19工場における平成24年度の廃棄物の発生、処分、再利用状況については表5-15、PCB廃棄物の保管等に関する覚書締結49事業所における平成24年度のPCB廃棄物の処分状況については表5-16に示すとおりである。

また、本市ではこれらのほか、中小企業に対しては高砂市環境保全条例に基づき、立入調査等に際して廃棄物の適正処理の指導を行い、建設工事業者や廃棄物処理業者に対しても適時指導を行っている。

表 5-14 産業廃棄物一覧表

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

法律 (第2条第4項)	1 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣		
	2 汚 泥	活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工業の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、赤泥、炭酸カルシウムかすなど工場排水などの処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程で出る泥状のもの		
	3 廃 油	潤滑油系、絶縁油系、洗浄油系及び切削油系の廃油類、廃溶剤類及びタールピッチ類など、鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油		
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類など、すべての酸性廃液		
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液		
	6 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、合成高分子系化合物に係る固形状液状のすべての廃プラスチック類		
施行令 (第2条)	7 紙 く ず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず及びPCBが塗布された紙くず		
	8 木 く ず	建設業に係るもの並びに木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類など 貨物の流通のために使用されたパレット		
	9 織 維 く ず	衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる、木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず		
	10 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど		
	11 動物系固形不要物	と畜場においてと殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥にかかる固形状の不要物		
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくず		
	13 金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど		
	14 ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど		
	15 鉱 さ い	高炉・平炉・電気炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど		
	16 が れ き 類	工作物の除去に伴って生じるコンクリートの破片、レンガの破片その他これに類する不要物		
	17 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿		
	18 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体		
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、上記1に掲げるものでPCBが塗布された紙くず若しくは上記6に掲げるものでPCBが付着し又は封入された金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの		
	20 そ の 他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は上記1～19に掲げる産業廃棄物を処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの		
施行令 (第2条の4)	特別管理産業廃棄物	廃 油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類	
		廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸	
		廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ	
		感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する、血液の付着した注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
		特定有害産業廃棄物	廃PCB等・PCB汚染物	廃PCB及びPCBを含む廃油、PCBが塗布された紙くず、PCBが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類若しくは金属くず
			廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事中から排出されるプラスチックシートなど 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
		その他の有害産業廃棄物等	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又は上記19に掲げる産業廃棄物のうち、一定のものであって、有害物質について、厚生省令で定める基準に適合しないもの	

表 5-15 平成24年度産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類別発生量及び処理状況
(環境保全協定締結工場)

産業廃棄物

単位：t

種 類	発 生 量	再 利 用 量	最 終 処 分 量
燃 え が ら	29,094	24,503 (84)	2,605 (9)
汚 泥	44,096	42,972 (97)	1,931 (4)
廃 油	4,074	3,245 (80)	218 (5)
廃 酸	1,432	523 (37)	20 (1)
廃 アルカリ	12,354	11,770 (95)	41 (0)
廃プラスチック	1,243	619 (50)	984 (79)
紙 く ず	1,666	1,196 (72)	2 (0)
木 く ず	3,114	640 (21)	1,427 (46)
動植物性残渣	6,397	3,876 (61)	0 (0)
金 属 く ず	1,804	1,217 (67)	162 (9)
ガラスくず、陶磁器くず コンクリートくず	29,322	19,442 (66)	9,112 (31)
が れ き 類	286	0 (0)	286 (100)
鉍 さ い	33,491	18,473 (55)	10,274 (31)
ば い じ ん	147,697	131,392 (89)	5,511 (4)
そ の 他	205	48 (24)	44 (21)
合 計	316,274	259,917 (82)	32,618 (10)

- (注) 1. () 内は発生量に対する割合 (%)
 2. 発生量、再利用率には有価物(金属等)も一部含む。
 3. 平成23年度からの保管分を平成24年度中に処理した場合、再利用率と最終処分量の合計が発生量を上回ることがある

特別管理産業廃棄物

単位：t

種 類	発 生 量	再 利 用 量	最 終 処 分 量
廃 油	8,486	8,000 (94)	108 (1)
廃 酸	3,259	2,260 (69)	0 (0)
廃 アルカリ	398	111 (28)	0 (0)
感染性産業廃棄物	1	0 (0)	0 (0)
特定有害産業廃棄物 (廃PCB等を除く)	4	0 (0)	4 (100)
合 計	12,148	10,370 (85)	112 (1)

- (注) 1. () 内は発生量に対する割合 (%)

表 5-16 平成24年度PCB廃棄物処理状況
(PCB廃棄物の保管等に関する覚書締結事業所)

廃棄物の種類	処分量
トランス (台)	108
コンデンサ (台)	72
リアクトル (台)	8
PCB廃油 (kg)	0

※処分量には、他事業所への移動量も含む。

5. 廃PCB対策

全国から回収され、(株)カネカ高砂工業所内に保管されていた液状廃PCBは、高温熱分解処理により、平成元年12月22日に全て処理が完了した。

同高砂工業所内には、高温熱分解処理により発生した固形状汚染物を含む固形状廃PCB等が保管されている。

なお、平成16年度に(財)兵庫県環境クリエイトセンターの固形状廃PCB処理実証試験に汚泥(濾過ケーキ)650kg、廃ウエス150kgを供試した。

表 5-17 固形状廃PCB等の保管状況

平成25年3月末現在

区 分	種 類	量 (k g)	保 管 場 所
既存従来品	PCB固形物	217,761	固形状廃PCB等保管倉庫
	P C T	4,761	
	廃活性炭	19,416	
	廃 白 土	9,078	
	廃ウエス	13,747	
	小 計	264,763	
高温熱分解 処理	金 属 類	4,573	
	フィルター類	6,887	
	濾過ケーキ	273,173	
	廃活性炭	15,600	
	固形状廃軽油	6,149	
	小 計	306,382	
合 計		571,145	
洗浄ドラム ガロン缶	ドラム缶 (本)	17,848	
	ガロン缶 (本)	2,283	

6. 悪臭防止対策

悪臭とは「人に不快感、嫌悪感を与えるものであって、一般に低濃度、多成分の複合臭気であり、人の嗅覚に直接訴え、生活環境をそこなう恐れのあるにおい」と定義され、また、悪臭物質については昭和46年6月、悪臭防止法により、アンモニア、メチルメルカプタン等5物質が定められ、さらに悪臭防止法施行令の一部を改正する政令が公布され、昭和51年9月、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの3物質、平成元年9月、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の4物質、平成5年6月、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド等10物質を追加指定、現在22物質（表5-18、表5-19）が、規制の対象となっている。

しかし、人が悪臭と感じる状態は嗅覚の馴れ、個人差、肉体的条件、精神的条件などによって大きく左右され、悪臭による被害の程度も異なるため、客観的な評価が難しい面がある。

工場、事業場への規制、指導については、今までに悪臭に関する苦情が特に多くあった工場等に対して、発生源対策の指導を中心に行っている。

表 5-18 特定悪臭物質と主要発生源事業場

特定悪臭物質	主要発生源事業場
ア ン モ ニ ア	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫 化 水 素	畜産農場、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫 化 メ チ ル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二 硫 化 メ チ ル	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	畜産農場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イ ソ ブ タ ノ ール	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢 酸 エ チ ル	
メチルイソブチルケトン	
ト ル エ ン	
ス チ レ ン	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キ シ レ ン	(トルエンに同じ)
プ ロ ピ オ ン 酸	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノ ル マ ル 酪 酸	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノ ル マ ル 吉 草 酸	
イ ソ 吉 草 酸	

表 5-19 臭気強度と濃度の関係

(単位: ppm)

臭気強度 悪臭物質名	1	2	2.5	3	3.5	4	5
ア ン モ ニ ア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫 化 水 素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫 化 メ チ ル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2
二 硫 化 メ チ ル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イ ソ ブ タ ノ ール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000
酢 酸 エ チ ル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
ト ル エ ン	0.9	5	10	30	60	100	700
ス チ レ ン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キ シ レ ン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
プ ロ ピ オ ン 酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
マ ル 吉 草 酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イ ソ 吉 草 酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3